

第1章

計画の考え方

1 計画の背景

①健康課題

我が国は、戦後の国民生活環境の改善と医学の進歩や国民皆保険制度の普及等によって平均寿命が急速に伸び、いまや世界有数の長寿国となっています。しかし、一方で社会の急速な高齢化とともに、認知症や寝たきり等の要介護状態になる人が増加しています。

このような社会的な状況に対して、子どもから高齢者まで全ての国民が生涯を通して、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、健康で自立して暮らすことができる健康寿命の延伸を図ることが重要な課題となっています。

(注) 健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

②健康日本 21 の経緯

健康の実現は、一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援していくことを旨とし、健康寿命の延伸を目指して平成 12 年度に「21 世紀における国民健康づくり運動・健康日本 21」が策定されました。その後、平成 15 年の「健康増進法」の成立や平成 17 年の「医療制度改革大綱」を踏まえ、平成 20 年 4 月に改訂され、今日では、平成 25 年度から平成 34 年度までの「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動・健康日本 21 (第 2 次)」が推進されています。

「健康日本 21 (第 2 次)」においては、「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を最終的な目標として、国民の生活習慣の改善や社会環境の整備を行うため、項目ごとに 10 年間で達成すべき数値目標を設定して推進する計画となっています。

③健康いばらき 21 プラン

茨城県では、「健康日本 21 (第 1 次)」を受け、平成 13 年に「全ての県民が健康で明るく元気にくらせる社会の実現」を基本目標として、「健康いばらき 21 プラン」が策定され、今日では、「健康いばらき 21 プラン (第 2 次)」が推進されています。

2 計画の趣旨

(1) 計画の目的

境町では、国や県の「健康日本 21 (第 1 次)」を地域で実現すべく健康増進事業等健康づくり対策を推進してきたところですが、「健康日本 21 (第 2 次)」を受けて、当町の健康づくり対策をなお一層推進することが必要となっています。

この計画は、境町において「健康日本 21 (第 2 次)」を展開し、健康格差に留意するとともに町民の健康寿命の延伸を図るための計画です。そのために、この計画では、町民の生活習慣の改善等主体的な健康づくり運動をよびかける一方で、町で行う健康増進事業等健康づくり関連事業を総合的・計画的に推進することを目的としています。

(2) 計画の根拠・性格

この計画は、健康増進法第 8 条に基づく「市町村健康増進計画」として策定するものです。また、この計画は、「健康日本 21 (第 2 次)」に準じて、地域版「健康日本 21 (第 2 次)」としての性格を持ちます。このため、この計画は、町で定める行政計画としての性格とともに、町民の健康づくり運動の指針としての性格を持ちます。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、「健康日本 21 (第 2 次)」、「健康いばらき 21 プラン」及び「境町総合計画」を上位計画とし、かつ、「境町総合計画」の健康づくり対策に関する部門計画としての位置づけとなります。

また、この計画は、当町における他の関連する行政部門計画と調和を保って策定しています。

(4) 計画の期間

この計画の期間は、「健康日本 21 (第 2 次)」と同様に平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、中間年度の平成 29 年度に見直しを行うものとします。

なお、社会経済情勢等の変化から、必要な場合は適宜見直しを行います。

3 計画の策定

(1) 策定体制

この計画は、町内の学識経験者、健康増進推進機関・団体及び行政・町民代表等によって構成される「境町健康増進計画策定委員会」が策定しました。

また、策定委員会の補助機関として「庁内ワーキングチーム」を設置して、策定委員会に向けた関連調査・研究や審議を行いました。

(2) 策定方針

町民の健康実態や健康づくりに対する意向を把握し、計画に反映させるために、18歳以上町民に対して「境町健康づくりアンケート」を実施するとともに、子どもの健康実態の把握のために、保育園や学校の協力により子ども対象のアンケートを実施しました。

また、計画素案について一般の町民の意見を募集し、計画内容の充実を期しました（パブリックコメントの実施）。